

○袋井市週休2日推進工事実施要領

令和3年4月30日告示第123号

袋井市週休2日推進工事実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保のため、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境の改善を目的とする「週休2日推進工事」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 準備及び後片付けの期間を除く工期のうち、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作に限り実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く期間をいう。
- (3) 現場閉所 1つの工事現場でおおむね同時期に施工される関連工事（以下「関連工事」という。）を含めて1日を通して現場が閉所された状態（現場事務所における作業を含み、巡回パトロール及び保守点検等を行う場合を除く。）をいう。
- (4) 現場休息 分離発注工事の場合において、各発注工事単位で1日を通して現場作業（現場事務所での作業を含む。）がない状態をいう。
- (5) 現場閉所（現場休息）率 対象期間における現場閉所等の日数（降雨、降雪等による予定外の閉所日を含む。）の割合（現場閉所等の日数／対象期間日数）をいい、現場休息率の算出にあっては、現場休息の日数に現場閉所の日数を含むものとする。
- (6) 4週8休以上 現場閉所（現場休息）率が28.5パーセント以上の場合をいう。
- (7) 4週7休以上4週8休未満 現場閉所（現場休息）率が25パーセント以上28.5パーセント未満の場合をいう。
- (8) 4週6休以上4週7休未満 現場閉所（現場休息）率が21.4パーセント以上25パーセント未満の場合をいう。
- (9) 発注者指定型 袋井市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する方式をいう。
- (10) 受注者希望型 袋井市週休2日推進工事特記仕様書（受注者希望型）を添付し発注する方式をいう。この場合において、契約後、受注者が週休2日推進工事の実施を希望するときは、受発注者間協議により適用できるものとする。

(対象工事)

第3条 対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当する工事を除く市が発注する建設工事とする。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が7日以下と見込まれる工事
- (2) 通年維持工事又は災害復旧工事（改良復旧工事を含む。）
- (3) 対象工事に適さないと市長が認める工事

(発注)

第4条 発注は、発注者指定型又は受注者希望型の方式により行う。

(実施方法)

第5条 週休2日推進工事の実施は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 発注者指定型については、受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行うこと。
- (2) 受注者希望型については、週休2日に取り組むレベル（4週8休以上、4週7休以上4週8休未満又は4週6休以上4週7休未満。以下「取組レベル」という。）を受発注者間の協議により設定し、現場閉所計画表を作成すること。
- (3) 発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難なときは、対象期間の開始前までに受発注者間において協議を行うこと。
- (4) 受注者は、計画に変更が生じたときは、その都度、現場閉所（変更）計画表を発注者に提出すること。
- (5) 発注者は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所（現場休息）率について確認を行うこと。
- (6) 4週8休以上の現場閉所を行ったと認められないときは、現場閉所（現場休息）率に応じた費用を計上し、変更契約を行うこと。
- (7) 受注者希望型において現場閉所（現場休息）率の算出結果が取組レベルを超えたときは、当初協議による設定を上限として判定し、次条から第8条までの規定を適用すること。
- (8) 前各号に掲げる事項について、入札公告等で提示する特記仕様書に明記すること。
(費用の計上)

第6条 静岡県が定める「週休2日推進工事積算要領」及び「週休2日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

（工事成績における評価）

第7条 工事成績評定の対象となる工事にあっては、現場閉所（現場休息）率に応じて別に定める工事成績採点表の評定項目「創意工夫」により、次のとおり加点を行うものとする。

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する方法
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する方法
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する方法

（工事成績評定）

第8条 この告示を適用した工事において、4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事成績評定通知書により発注者から受注者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。